

2018年度事業報告書

2018年4月1日～2019年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 事業の成果

2018年度は、消費者裁判手続特例法第1号の訴訟となる東京医科大学を被告とする共通義務確認訴訟を提起しました。その他、被害回復関係業務としては、裁判外の申入れ・要請等を3件行い1件で解決をはかることができました。

差止請求関係業務については、着実な取り組みをすすめてきました。差止請求訴訟を1件提起し、係争中です。新たな裁判外の申入れは10件となり、過年度の申入れ事案も含め、改善結果または中間経過について13件を公表しました。設立以来の累計では、107件で是正をはかることができました。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 (人)	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	4/23 5/30 7/4	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 4 3	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1,743 千円
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(第1検討チーム) 4/25 5/24 6/19 7/2 7/23 8/31 10/1 11/8 12/17 2/4 3/5	千代田区 主婦会館 プラザエフ	9 9 9 9 10 9 10 9 8 9 10	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	(第2検討チーム) 4/20 5/21 6/27 7/30 9/5 10/3 11/12 12/6 1/31 2/25 3/25	9 9 9 11 11 11 10 11 11 11 11				

<p>分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。</p>	<p>(AV 出演 強要事案)</p> <p>4/2 5/8 6/14 8/30 10/1 10/25 12/4</p>	<p>千代田区 主婦会館 プラザエ フ</p>	<p>5 6 6 6 6 6 6</p>	<p>その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ</p>
	<p>(建 築 請 負)</p> <p>4/9 5/22 6/26 8/9 9/26 10/23 1/7 3/7</p>		<p>5 5 5 5 5 4 5 5</p>	
	<p>(保険・医 大)</p> <p>9/5 10/15 11/21</p>		<p>9 9 10</p>	
	<p>(通販定期 購入)</p> <p>4/11 5/10 6/20 8/20 9/13 10/30 12/5 1/23 3/1</p>		<p>8 9 9 8 9 9 9 9 9</p>	
	<p>(不動産賃 貸借)</p> <p>4/17 5/23 6/28 8/7 9/18 10/10 11/8 12/14 1/21 2/22</p>		<p>6 6 6 6 6 6 6 6 6 6</p>	

	被害情報対応委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定する。	4/5 4/25 6/25 7/26 9/3 10/3 11/5 11/28 1/31	千代田区 主婦会館 プラザエフ	11 8 9 9 8 10 10 11 13	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
(2) 差止請求 関係業務を実施する事業	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	4/23 5/30 7/4	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 4 3	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	2,723 千円
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(第1検討チーム) 4/25 5/24 6/19 7/2 7/23 8/31 10/1 11/8 12/17 2/4 3/5	千代田区 主婦会館 プラザエフ	9 9 9 10 9 10 9 8 9 10	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		(第2検討チーム) 4/20 5/21 6/27 7/30 9/5 10/3 11/12 12/6 1/31 2/25 3/25		9 9 9 11 11 11 10 11 11 11 11		
分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表	(AV 出演強要事案) 4/2 5/8 6/14 8/30 10/1 10/25 12/4	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 6 6 6 6 6 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ		

内容等を検討した。	(建築請負) 4/9 5/22 6/26 8/9 9/26 10/23 1/7 3/7		5 5 5 5 5 4 5 5	
	(保険・医大) 9/5 10/15 11/21		9 9 10	
	(通販定期購入) 4/11 5/10 6/20 8/20 9/13 10/30 12/5 1/23 3/1		8 9 9 8 9 9 9 9 9	
	(不動産賃貸借) 4/17 5/23 6/28 8/7 9/18 10/10 11/8 12/14 1/21 2/22		6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
被害情報対応委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定する。	4/5 4/25 6/25 7/26 9/3 10/3 11/5 11/28 1/31	千代田区 主婦会館 プラザエフ	11 8 9 9 8 10 10 11 13	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ
委任前弁護団会議 差止請求訴訟及び消費者契約法41条にもとづく差止め請求の要否、内容等を検討した。(訴訟提起に至った際には、当該事案の弁護団に移行する。)	4/11 5/14	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ

	エーチームアカデミー差 止請求訴訟（提訴 2018/5/16）				その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ	
	裁判期日（第1回） （第2回） （第3回） （第4回） （第5回） （第6回）	7/3 9/10 10/31 12/7 2/5 3/11	千代田区 東京地裁	6 6 6 6 6 6		
	委任後弁護団会議（差止請 求訴訟提起後の弁護団会 議）	9/5 9/13 10/3 10/16 12/27 1/23 3/20	千代田区 主婦会館 プラザエ フまたは 弁護士会 館	6 6 6 6 6 6 6		
(3) 被害回復 関係業務を実 施する事業	東京医大被害回復訴訟 （共通義務確認訴訟の提 起 2018/12/17）				その成果は、 特定多数の 消費者に及 ぶ	575 千円
	裁判期日（第1回）	2/22	千代田区 東京地裁	10		
	委任後弁護団会議（共通義 務確認訴訟提起後の弁護 団会議）	3/12	千代田区 主婦会館 プラザエ フ	5		
	検討事案選定会議 消費者等から寄せられ た情報について、検討し、 ①検討チーム等の議題と すべきか否か、②情報提供 者への助言内容について、 協議した。	4/23 5/30 7/4	千代田区 主婦会館 プラザエ フ	5 4 3	その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ	3,514 千円
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、 及び広告その他表示等に ついて当該事業者への是 正申し入れの検討に加え て、消費者裁判手続特例法 の請求の要否も検討した。	（第1検討 チーム） 4/25 5/24 6/19 7/2 7/23 8/31 10/1 11/8 12/17 2/4 3/5		9 9 9 9 10 9 10 9 8 9 10		

	(第2検討チーム) 4/20 5/21 6/27 7/30 9/5 10/3 11/12 12/6 1/31 2/25 3/25		9 9 9 11 11 11 10 11 11 11	
分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置し、消費者裁判手続特例法で対応できるか否か要検討のものについて、調査・協議を行い、被害回復に係る要請書等を検討した。そして、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(建築請負) 10/23 1/7 3/7 (保険・医大) 9/5 10/15 11/21 1/18 2/21		4 5 5 9 9 10 10 10	
特定認定制度活用準備チーム 情報提供された事案のうち、消費者裁判手続特例法で対応できるか否か要検討のものについて、調査・協議を行い、被害回復に係る要請書等を検討または、分野別検討チームに配点した。	4/20 5/22 6/18 7/17 8/28 9/26 10/25 11/22 1/21 2/21 3/27		12 15 13 16 13 10 13 13 12 13 12	
被害情報対応委員会 検討チームまたは特定認定制度活用準備チームの提案を検証し、理事会議案として確定する。	4/5 4/25 6/25 7/26 9/3 10/3 11/5 11/28 1/31	千代田区 主婦会館 プラザエフ	11 8 9 9 8 10 10 11 13	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ
委任前弁護士会議 被害回復訴訟提起に向けた準備を行った。(訴訟提起に至った際には、当該事案の弁護士に移行する。)	(建築請負事案) 11/2 12/13 2/8 3/6 (東京医大事案) 12/7	千代田区 主婦会館 プラザエフ又は弁護士会館	6 6 6 6 5	その成果は、特定多数の消費者に及ぶ

		(情報商材 事案) 8/31 9/21 10/31 11/26 12/21 1/15		6 6 6 6 6 6		
(4) 消費者被害の調査・研究事業	平成30年秋の適格消費者団体連絡協議会(案内、参加集約、当日事務対応、交通費清算等を受託)	9/8	品川区 国民生活センター	10	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	2,451 千円
	消費者被害の実態調査業務(南関東)を受託		千代田区 主婦会館 プラザエフ		その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	2,836 千円
	情報提供受付業務	7/23~2/28		8		
	専門家会議(前月に受け付けた情報について、専門家の分析を行った事案、事務局で整理した事案について、法律関係、差止請求及び被害回復の可能性について検討)	9/5 9/19 10/2 11/2 12/11 1/9 2/20 3/12		9 9 7 7 8 10 10 8		
(5) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等にとどまり、具体的な事業を実施する機会はなかった。	—	—	—	—	0 千円
(6) 消費者に対する啓発事業	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区 当法人事務所等	4	不特定多数の消費者及び当法人会員	368 千円
	総会記念シンポジウム「集団的消費者被害回復の取り組みの状況と課題」	6/8	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5	一般消費者ならびに当法人会員で参加者は64名	226 千円
(7) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー「消費者法制の基礎セミナー」	7/25	千代田区 主婦会館 プラザエフ	7	事業者を中心にのべ30名参加	285 千円
	「景品表示法実務対応のポイント」	2/26		6		
(8) 事業者自主ルール等への提言	特段の事業活動を実施していない	—	—	—	—	0 千円
(9) 政策提言事業	「消費者契約法改正案への要望書」を衆議院消費者問題特別委員会委員に送付	5/8	千代田区 当法人事務所等	2	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	0 千円
	「消費者契約法施行規則、ガイドラインへの意見」を消費者庁に送付	9/13		2		
(10) その他事業	特段の事業活動を実施していない	—	—	—	—	0 千円